

令和8年4月入所申請等について

令和7年12月25日

令和8年4月入所申請についての詳しい内容は、令和7年9月11日発行の「保育所等のしおり」をご覧ください。

提出された申請書の審査有効期限は令和9年3月入所審査（令和8年度）までです。申請の期限切れに注意してください。申請書の審査有効期限が年度末で切れたまま、該当月の申請がなく審査の対象になっていない場合や、入所申請の取り下げをしている場合には、いかなる理由であっても追加の入所決定や待機通知書の発行はできかねます。

育児休業中の方は、必ず、就労先や管轄のハローワークなどに必要書類や申請時期等をご自身でご確認いただき、漏れや間違いがないよう手続きを行ってください。

1 令和7年9月11日発行の「保育所等のしおり」修正点について

表紙裏面（4）令和8年4月から定員増となる施設

施設名	受入月齢	定員（令和7年度まで）	連携園
キッズプレイス辻堂	（誤）57日目～2歳児クラスまで （正）1歳児クラス～2歳児クラスまで	12人	設定なし
		定員（令和8年度から）	
		16人	

P.10（5）北部エリア 施設の受入れ変更

施設名	変更点
ふれ～ず保育室	令和8年4月2次から受入れ再開 ※すでに申請中の方で、申請を希望する方は、『申請内容変更連絡届』をご提出ください。

2 令和8年4月に新たに開所する認可保育所等について

令和8年4月より下記の認可保育所等（小規模保育事業）が開所します。4月入所（2次申請）から入所申請が可能となりました。すでに申請中の方で、申請を希望する方は、『申請内容変更連絡届』をご提出ください。

※施設の詳細は、裏面下部にある「整備予定の認可保育所等（市ホームページ）」にも掲載しています

施設名	定員	受入月齢	所在地	開所時間	連携園
みらいしょうなん保育園 (園番号：4206731)	12	6ヶ月～ 2歳児クラス	円蔵 262-7	7時～19時 (延長保育含む)	なし

【施設・開設準備に関する問い合わせ先】一般社団法人 未来会 みらいそや保育園 担当：中西 電話：047-701-5421

施設名	定員	受入月齢	所在地	開所時間	連携園
ちがさきアカシア保育園 (園番号：4206732)	19	1歳児クラス～ 2歳児クラス	本村 5-3-34	7時～19時 (延長保育含む)	なし

【施設・開設準備に関する問い合わせ先】一般社団法人 未来会 みらいそや保育園 担当：中西 電話：047-701-5421

3 令和8年4月入所認可保育所等入所スケジュール

（1）令和8年2月・3月・4月の2次申請 ※令和8年2月以降の入所希望・希望変更も同時申請可

【受付期間及び結果発送時期】

	受付期間 ※電子申請・郵送・窓口すべて 不足書類、内容変更等の受付も同期間内	結果発送時期
2月2次	令和7年11月11日(火)～令和8年1月9日(金)17時 必着	令和8年1月20日以降
3月2次	令和7年11月11日(火)～令和8年2月10日(火)17時 必着	令和8年2月20日以降
4月2次	令和7年11月11日(火)～令和8年2月10日(火)17時 必着	令和8年3月10日以降

※申請期間後に提出された（保育課に到着した）書類は、次回審査からの対象となります。

※申請スケジュールの詳細は保育所等のしおりP. 17をご覧ください。

4 入所申請書類の取り扱いについて

記入漏れ、書類不足により必要な項目が読み取れなかった場合は、利用調整点数の減点や不利になることがあります。

※申請書類の詳細については「保育所等のしおり」P.18～19をご覧ください。

就労証明書等の記載漏れ・記載誤りによる「書類不備」の取り扱いや記載方法について
はこちらから確認してください



5 申請後の注意事項

(1) 申請の取り下げをしたい場合

「家庭での保育が可能になった」、「認可保育所等を利用する必要がなくなった」などの理由で申請を取り下げる場合は、速やかに「認可保育所等入所申請取下書」を提出してください。（市ホームページから電子申請での提出可）

申請を取り下げる場合、提出いただいている申請書類の返却、コピーはできません。再度申請をする場合は、申請書類一式をご用意ください。取り下げ期限を過ぎた後に提出した場合は辞退扱いとなり、再度申請した場合、当該年度中は減点対象（-2点）となります。

取り下げ希望審査月	取り下げ期限
4月2次	令和8年2月27日（金）17時まで
上記以外	例月の申請受付期限と同様

(2) 申請時から入所決定までの間に状況が変わった場合

「お子さんが産まれる」、「育児休業を延長する」、「転職する」などの家庭状況の変化や、「就労時間が変わる」などの保育の必要性の変更（予定）があるときは、申請締切日を過ぎたとしても、追加で書類の提出が必要になります。入所決定後、状況に変更があるときは必ず保育課に連絡のうえ、必要な書類を提出してください。

※ご連絡や書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は、内定取消や退園につながる場合があります。

5 保育所入所待機通知書が発行できる時期

入所申請していない審査月の場合や、「内定」となった審査月の保育所入所待機通知書は発行できません。

(1) 4月1次・4月2次および入所を希望した初回月に待機となったとき

4月1次・4月2次および入所希望した初回月に待機となった場合、発行希望の有無に関わらず、待機の方全員に保育所入所待機通知書を送付します。発行の手続きは不要です。

(2) (1) の翌月以降も待機となったとき

①の翌月以降も引き続き待機となった場合、保育所入所待機通知書は送付しません。送付を希望する方は、市ホームページの発行依頼フォームから手続きをしてください。1週間程度でご自宅に郵送します。

保育所入所待機通知書は、対象月の入所審査が終わるまで発行できません。通知を発行できるのは入所審査月の前月20日以降です。

6 保育所等の最新情報について

「保育所等のしおり」の最新版や各施設の最新情報を市ホームページに掲載しますので、情報を確認してください。

なお、本市では、待機児童解消のために認可保育所等の整備を継続的に行なっております。詳細・最新情報は、市ホームページの「整備予定の認可保育所等」をご参照ください。

保育園の最新情報	保育所等のしおり最新版	整備予定の認可保育所等	待機通知書発行依頼	申請書の写し発行依頼
				

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1

茅ヶ崎市役所 保育課 認定給付担当

電話 0467-81-7172（直通）